

肥料事業者向け Q&A

＜法律の施行時期と経過措置＞

問 1 配合規制の見直しや原料帳簿の備付など、今回の制度見直しはいつから施行されるのですか。

答：配合規制の見直しや法律の題名変更は、改正法が公布された 2019 年 12 月 4 日から 1 年以内に施行することとなっています。現時点では、2020 年 8 月頃公布、同年 12 月施行を目指しています。

原料管理制度や表示基準については、2019 年 12 月 4 日から 2 年以内に施行することとなっています。対応に向けた準備期間が必要となるため、現時点では、2020 年 12 月頃に公布し、1 年後の 2021 年 12 月施行を目指しています。

問 2 新たな制度に対応するための周知期間はどの程度あるのですか。また、新たな制度の施行後の従来の表示等も認める経過措置はあるのですか。

答：新たな制度の内容については、パブリックコメントや T B T 通報などの手続きが公布の 1～2 ヶ月前に行われますが、それ以前においても制度内容が決まったものから順次、説明会等を通じて制度の内容が事業者の皆様には十分理解されるように努めたいと考えております。

なお、制度見直しが過剰な負担とならないよう、一定期間、従来の表示等を認めるなどの経過措置についても皆様からのご意見を聞きつつ検討を進めていきたいと考えております。

<配合規制の見直し>

問3 既に指定配合肥料の届出を行っているものについて、新たに届出が必要となりますか。また、保証票の様式を変更する必要がありますか。

答：指定混合肥料にかかる新たな届出事項や表示事項は、施行後に生産を開始するものに適用されます。このため、すでに指定配合肥料として届出しているものについては、施行後新たに届出をする必要はなく、保証票の様式も変更する必要はなく従来の包材を利用できます。

もちろん、施行後に新しい様式に変更することも可能です。

問4 今回の見直しにより、指定配合肥料の原料として従来は利用できなかった「汚泥」や「液状肥料」なども、指定混合肥料の原料として利用できるようになりますか。

答：指定混合肥料で配合できる肥料のうち、配合による品質低下のおそれがある肥料や組み合わせは、省令で一定の制限を設けることとしています。

しかし、今回、分析による保証（表示）も可能となることから、例えば一定期間経過しても品質低下がみられないことが確認された場合は配合を可能とするなど、液状肥料やアルカリ肥料も含めできる限り多くの肥料が配合できるようにしていく方向で検討中です。

なお、汚泥肥料については、原料の由来が多種多様であるほか、これまで重金属基準超過違反が散見されることから、まずは品質を一定に保つための技術的ガイドラインを策定して、品質管理を促すこととし、その進捗状況を踏まえて、改めて指定混合肥料へ配合することの可否を検討したいと考えています。ただし、食品工場から出される排水を処理した汚泥は、下水汚泥と異なり、内容が一定で成分も安定していると考えられるため、実態を踏まえて、指定混合肥料として配合可能とできるか検討したいと考えています。

問5 配合規制の見直しにより、従来、化成肥料として公定規格に定められていた肥料については廃止され、全て指定混合肥料に移行する必要がありますか。

答：化成肥料の公定規格は引き続き維持するので、すべて指定混合肥料に移行する必要はありません。今後は、生産業者の判断で、登録済肥料のみを原料とした化成肥料について、引き続き登録肥料として生産するか、指定化成肥料として届出のみで生産するかを決めていただくこととなります。

<原料規格・原料帳簿>

問6 原料規格制度の導入により、既に登録を取っている肥料の原料であっても、今後利用できなくなる可能性がありますか。

答：原料規格は、副産系肥料について定める予定です。これまでの副産系肥料の登録に当たり使用実績のある原料は、全て原料規格に定める原料の範囲に含める予定であり、今後利用できなくなることはないよう検討を進めてまいります。

問7 原料帳簿の備付けは、すべての肥料事業者が対象となるのでしょうか。輸入業者や外国登録生産事業者であっても帳簿の備え付け義務の対象となるのでしょうか。

答：多様な原料を使用する肥料（副産〇〇肥料、汚泥肥料など）を取り扱う生産業者、輸入業者、外国登録生産事業者に対して原料帳簿の備付けを義務付けることとしています。詳細は省令で定めることとしています。

問8 原料帳簿には、どのような事項の記載が求められるのでしょうか。生産事業者が独自に作成・保管している帳簿についても、必要な項目が記載されていれば原料帳簿として認めてもらえるのでしょうか。

答：原料帳簿には、原料の名称、使用量又は使用割合、仕入先等の記載を求める予定ですが、詳細は省令で定めます。なお、肥料事業者が独自に作成している帳簿であっても、必要事項が記載されていれば、新たに帳簿を作成する必要がないよう、検討を進めてまいります。

<保証票の表示等>

問9 保証票の一部ウェブ表示について、利用する際の利用料などの負担はあるのでしょうか。

答：当面の間は、肥料事業者の利用料などの負担は求めない方向で、令和2年度中にウェブ表示をできるようにするためのシステム開発を行うこととしています。

<その他>

問10 表示や原料帳簿の具体的な内容についての説明会は行われるのでしょうか。

答：本日の説明会を始めとして、令和2年2月～3月にかけて地方ブロック説明会を行うこととしております。地方ブロック説明会では、それまでに検討した内容についても可能な範囲で説明したいと考えております。
説明会を開催する場合には、プレスリリースで周知いたします。